

# 【概要版】

# 岩泉町再犯防止推進計画 令和8年度～令和12年度(5か年)

## 1. 計画の趣旨・目的

再犯防止推進法が施行され、国及び地方公共団体においては、再犯防止に関する施策を推進することが責務とされ、市町村は「国の再犯防止推進計画を勘案して、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努める」とされています。

岩泉町では、これまで関係機関・団体と連携しながら、犯罪をした者等の社会復帰支援に取り組んできましたが、より体系的かつ効果的な取組を推進するため、本計画を策定します。

本計画は、誰一人取り残されることのない社会の実現を目指し、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう、関係機関・団体、地域住民等と連携・協働しながら、町として取り組むべき施策を体系的に整理し、再犯防止対策を総合的に推進することを目的とします。

## 2. 計画期間

本計画の期間は、「令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)まで」の5年間とします。

## 3. 計画の対象

- ①犯罪等をした者(刑事処分を受けた者、保護処分を受けた者等)
- ②非行のある少年等(家庭裁判所で審判に付された少年等)
- ③上記の者の家族等

## 4. 現状と課題

(1) 岩泉地区(岩泉町・田野畑村)の状況

●再犯者率(刑法犯検挙者中の再犯率)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
再犯者率	77.8%	44.4%	66.7%	33.3%	50.0%
再犯者/検挙者	7/9人	4/9人	2/3人	4/12人	3/6人

●岩泉地区における保護観察事件取扱件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年間取扱件数	1件	2件	2件	2件	1件
年末係属件数	1件	1件	1件	0件	1件

●岩泉地区における生活環境調整事件取扱件数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年間取扱件数	3件	5件	5件	2件	2件
年末係属件数	3件	4件	2件	1件	0件

(2) 特性別の課題

- ①高齢者  
高齢化の進行に伴い、高齢の犯罪者・非行者への支援ニーズが増加
- ②若年者  
就労機会の限定により、安定した社会復帰が困難
- ③精神的な疾患・障がい者等  
医療・福祉サービスとの連携強化が必要

(3) 犯罪予防及び再犯防止に関する活動の現状

- ①「社会を明るくする運動」関係事業の推進
- ②岩泉・田野畑地区 連携会議
- ③福祉関連イベント
- ④更生保護関係表彰伝達・保護司活動協力要請
- ⑤各種研修の実施・参加
- ⑥各種会議への参加

(4) 主な課題

- ①認知度・理解不足
- ②支援体制の連携不足
- ③専門人材の不足
- ④社会資源の限定
- ⑤地理的制約

## 5. 基本方針と目標

(1) 基本理念

**誰もが安心して暮らせる共生社会の実現**

犯罪をした者等が、地域社会の一員として受け入れられ、再び罪を犯すことなく、自立した生活を営むことができる環境を整備し、町民全体が安心して暮らせる社会を目指します。

(2) 基本方針

- 基本方針1：就労・住居の確保等
- 基本方針2：保健医療・福祉サービスの利用促進等
- 基本方針3：保護司・民間協力者等の活動促進等
- 基本方針4：町民の理解促進等

(3) 計画の目標

- ①数値目標
  - 保護司の資質向  
研修参加率：保護司15名中12名以上(80%)が年1回以上参加
  - 社会を明るくする運動認知度向上・学校連携の強化  
作文コンテスト依頼の学校訪問：小中学校4校→6校
- ②定性目標
  - 地域連携ネットワークの拡充  
関係機関・団体間の連携体制の構築：民生児童委員との合同研修
  - 町民の再犯防止に対する理解促進  
町民の保護司制度認知率向上：あいさつ運動、啓発消耗品配布

## 6. 具体的な施策

基本方針1：就労・住居の確保等

- 1-1. 協力雇用主ネットワークの構築
  - 町内事業所への協力雇用主制度の周知(年1回)
  - 協力雇用主登録事業所リストの作成・更新
  - 連携会議の開催(年1回)：
- 1-2. 関係機関との連携体制の整備
  - ハローワーク、社会福祉協議会との連絡会議(年1回)
  - 「もしもの時」の支援フロー図の作成
- 1-3. 就労支援に関する情報収集
  - 近隣自治体の好事例の研修参加
  - 町内事業所の求人情報の定期収集

基本方針2：保健医療・福祉サービスの利用促進等

- 2-1. 福祉関係機関との連携強化
  - 福祉関係機関との定期情報交換会の開催(年1回)
  - 民生委員との合同研修会の実施(年1回)
- 2-2. 相談支援体制の整備
  - 相談窓口一覧リーフレットの作成・配布
  - 保護司への福祉制度研修の実施(年1回)

基本方針3：保護司・民間協力者等の活動促進等

- 3-1. 保護司活動の充実
  - 定期研修の継続実施(年3回)
  - 先進地域視察研修の実施(年1回)
  - 活動マニュアル・ハンドブックの作成
  - 保護司活動の記録・事例集の作成
- 3-2. 後継者育成・新規保護司の確保
  - 「一日保護司体験」の継続実施(年1回)
  - 町広報紙での保護司または社明運動記事掲載(年1回)
- 3-3. 民間協力者との連携強化
  - 更生保護女性会との合同事業の実施
  - 協力事業者の開拓
- 3-4. 保護司の活動環境整備
  - 町外研修会等の配車
  - 保護司の確保
  - 保護司会活動補助金助成
  - 備品の貸出等整備充実

基本方針4：町民の理解促進等

- 4-1. 広報・啓発活動の強化
  - 町広報紙での記事掲載(年1回)
  - 「社会を明るくする運動」強化月間の啓発活動拡充
  - 啓発ポスター・チラシの全世帯配布
- 4-2. 学校との連携強化
  - 作文コンテストの継続実施
  - 「一日保護司体験」の参加生徒募集
- 4-3. 地域イベントでの啓発活動
  - あいさつ運動の継続(年2回)
  - 美化活動の実施(年1回)

## 7. 計画の進捗管理

(1) 進捗管理

- ①定期的な点検・評価
    - 年1回の進捗状況の点検・評価
    - 必要に応じた計画の見直し
  - ②指標による評価
- (2) 計画の見直し
- 中間見直し  
計画期間の中間年度(令和10年度)に中間評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。
  - 次期計画の策定  
令和12年度に最終評価を実施し、次期計画策定に向けた検討を行います。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		◆		◆
		中間評価		最終評価 次期計画策定